

7. 水産基盤整備事業

(1) 水産基盤整備事業の概要

平成13年6月「漁港法」の一部が改正され、平成14年4月1日より新たに「漁港漁場整備法」が施行されました。これに伴い、漁港や漁場の整備については、総合的かつ計画的な整備を行うことを目的として、従来の「漁港整備長期計画」、「沿岸漁場整備開発計画」から、「水産基盤整備事業」と名称を変更して実施しています。

水産基盤整備事業採択基準及び負担区分等

事業名	事業内容	主な採択要件	実施主体	施設名	負担割合			備考
					国	道	地元	
地域水産物供給基盤整備事業	・漁港 第1種漁港又は広域事業を実施しない第2種漁港の整備。 ・漁場 共同漁業権内及びこれに隣接する水域における漁場の整備(新設、補修、改良)	1. 計画事業費が3億円以上 2. 漁港と漁場を一体的に整備する場合は次の要件 (1)1漁港当たり事業費が3億円超 (2)次のいずれかの要件 ・1漁港の利用実隻数、又は登録隻数が50隻程度以上 ・1漁港の陸揚金額が1億円程度以上 (3)漁場施設ごとの要件 魚 礁:事業量5,000空㎡以上 増殖場:事業費5千万円以上 養殖場:事業費1億円以上 3. 漁場を単独で整備する場合は次の要件 (1)共同漁業権内の登録漁船数が100隻程度以上 (2)2の(3)の要件を満たすもの	道、市町村(魚礁は漁協、漁連も可)	外郭施設	70/100	30/100	-	・要件に該当する場合は特定事業となる ・特定事業の事業主体は法第4章 ・増殖場(広域):産卵礁、産卵漁場等 ・増殖場(地域):広域以外(ウニ、コンブ等)
				水域施設	70/100	30/100	-	
				係留施設	60/100	16/60	8/60	
				輸送施設	55/100	30/100	15/100	
				漁港施設用地	55/100	30/100	15/100	
				魚礁	50/100	50/100	-	
				増殖場(地先)	50/100	40/100	10/100	
				増殖場(広域)	50/100	50/100	-	
養殖場	50/100	40/100	10/100					
広域水産物供給基盤整備事業	・漁港 第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備で新設、改良及び補修 ・漁場 共同漁業権内及びこれに隣接する水域において上記漁港と一体的に実施する漁場の整備(新設、補修、改良)	1. 計画事業費が3億円以上 2. 漁港と漁場を一体的に整備する場合は次の要件 (1)1漁港当たり事業費が3億円超 (2)漁港施設の要件を満たしていること (3)漁場施設ごとの要件 魚 礁:事業量5,000空㎡以上 増殖場:事業費5千万円以上 養殖場:事業費1億円以上	道、市町村(魚礁は漁協、漁連も可)	外郭施設	70/100	30/100	-	・要件に該当する場合は特定事業となる ・特定事業の事業主体は法第4章
				水域施設	70/100	30/100	-	
				係留施設	60/100	40/100	-	
				輸送施設	55/100	45/100	-	
				漁港施設用地	55/100	45/100	-	
				魚礁	50/100	50/100	-	
				増殖場(地先)	50/100	40/100	10/100	
				増殖場(広域)	50/100	50/100	-	
養殖場	50/100	40/100	10/100					
広域漁場整備事業	共同漁業権外における利用が広範囲にわたる大規模な漁場の整備、共同漁業権外の漁場と密接に関連する漁場の整備、資源増大の効果が共同漁業権外の広範囲におよぶ漁場の整備(新設、補修、改良)	1. 計画事業費が3億円以上 2. 受益戸数が200以上 3. 漁場施設ごとの要件 魚 礁:事業量30,000空㎡以上 増殖場:事業費5千万円以上 養殖場:事業費1億円以上	道、市町村(魚礁は漁協、漁連も可)	魚礁	50/100	50/100	-	・要件に該当する場合は特定事業となる ・特定事業の事業主体は法第4章
				増殖場(地先)	50/100	40/100	10/100	
漁港漁場機能高度化事業	漁港及び漁場施設の利用増大や機能増大を図るための整備(新設、改良、維持、補修)	1. 計画事業費が3億円未満 2. 漁港施設の要件 (1)計画事業費が1億5千万円以上 (2)1漁港の利用漁船数が20隻程度以上 3. 漁場施設の要件 (1)計画事業費が5千万円以上(補修事業は3千万円) (3)漁場施設ごとの要件 魚 礁:受益戸数が20戸以上かつ事業量1,200空㎡以上 増殖場:受益戸数が100戸以上ただし、採捕制限等を行う場合は50戸以上	道、市町村(魚礁は漁協、漁連も可)	外郭施設	50/100	40/100	10/100	・養殖場の新設は補助対象外
				水域施設	50/100	40/100	10/100	
				係留施設	50/100	40/100	10/100	
				輸送施設	50/100	40/100	10/100	
				漁港施設用地	50/100	40/100	10/100	
				魚礁	50/100	50/100	-	
				増殖場(地先)	50/100	40/100	10/100	
				増殖場(広域)	50/100	50/100	-	
養殖場	50/100	40/100	10/100					
水産資源環境保全創造事業	効用の低下している漁場の生産力の回復や漁港区域内の水域の環境保全を図る、汚泥、ヘドロの除去及び覆砂並びに藻場・干潟の整備等	計画事業費が5千万円以上(市町村は1千万円以上)	道、市町村漁協	大規模(1億円以上)	50/100	10/100	40/100	・要件に該当する場合は特定事業となる ・特定事業の事業主体は法第4章
				小規模(1億円未満)	50/100	-	50/100	

1 上記事業は平成22年現在である(平成23年以降は一部改正)。

2 特定事業の要件(漁港漁場整備法施行規則第1条の2)

1 計画事業費が1事業につき20億円を超えるものであること。

2 漁港の整備を含む事業にあっては、当該漁港を利用する漁船の隻数等が相当程度以上見込まれるものであること。

(2) 水産基盤整備事業(漁場)実績

水産物供給基盤整備事業

凡例
■ 地域特定
■ 地域一般
■ 広域一般

金額:千円

地区名	漁場名	全体事業費 全体事業量	~平成11年度 (沿岸漁場整備開発事業)	平成12年度 (沿岸漁場整備開発事業)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
白糠	白糠	148,000 タコ産卵礁オクトム 600基			126,035 600基								
白糠	白糠	1,160,000 3.0m型FP魚礁 2,331個				157,171 328個	125,081 264個	188,872 386個	168,113 343個	50,376 94個	93,000 186個	123,865 248個	84,520 161個
昆布森	昆布森	615,000 3.0m型FP魚礁 1,036個		320,240 576個	257,049 460個								
昆布森	新昆布森	765,000 3.0m型FP魚礁 1,554個					143,271 300個	104,680 218個	105,591 217個	50,812 103個	48,854 98個	49,719 100個	124,750 259個
	老若舞	297,000 特割石 7,958個					82,715 2,520個	75,350 2,532個	85,731 2,906個				
厚岸	厚岸小島	299,000 特割石 7,500個		130,333 3,738個	126,422 3,762個								
	厚岸西部	1,020,000 離岸堤4堤 200.6m x 4堤	(H10) 20,588.291 測量調査等 (H11) 268,752 L=200.6m	299,024 L=121.4m L=121.5m	171,456 L=158.3m	202,497 L=200.6m							
	新厚岸小島	260,000 特割石 7,908個					77,406 2,356個	86,982 2,882個	78,138 2,670個				
	厚岸	480,000 3.25m型FP魚礁 816個								50,646 86個	102,852 187個	111,828 204個	118,534 207個
浜中散布	散布	580,000 魚礁 28,000空m ²			8,571 効果調査	特定事業に移行							
	火散布中央	510,000 人工干潟 A=70,000m ²			253,807 42,500m ²	特定事業に移行							
浜中散布	散布	780,000 スリ-スター-7B-1N-F 156基					336,446 80基	157,231 35基	99,640 22基	80,881 19基			
	火散布中央	170,000 人工干潟 A=27,500m ²						19,730 砂留堤 L=126m					
浜中	東浜中	140,000 タコ産卵礁オクトム 600基			151,033 679基								
	浜中	629,000 3.0m型FP魚礁 1,036個		257,540 518個	276,341 777個	49,988 85個							
	暮掃別	220,000 人工干潟 A=51,000m ²				6,382 調査及び 用地買収	201,078 A=51,000m ²						
	湯沸	220,000 特割石 5,776個								53,770 測量及び 1,494個	75,280 2,458個	55,690 1,824個	
釧路海域	白糠	260,000 タコ産卵礁オクトム 1,200基				141,469 678基	102,839 522基						
	東浜中	252,000 タコ産卵礁オクトム 1,110基				159,346 723基	79,777 387基						
	散布	408,000 タコ産卵礁オクトム 1,800基						123,159 600基	70,966 350基	118,404 600基	47,242 250基		
	白糠馬主来	342,000 タコ産卵礁クレイドル 1,500個						110,161 526個	72,499 330個	132,506 644個			
	尺別	716,000 タコ産卵礁クレイドル 3,330個							63,052.5 292個	127,504 628個	146,452 730個	122,710 600個	92,100 435個

水産資源環境整備事業(漁場環境保全創造事業)

凡例 ■ 一般

金額:千円

地区名	漁場名	全体事業費 全体事業量	平成11年度 (沿岸漁場整備開発事業)	平成12年度 (沿岸漁場整備開発事業)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
釧路	釧路	175,000 雑海藻駆除 A=454,000m ²					22,630 A=54,000m ²	19,213 A=50,000m ²	17,872 A=50,000m ²	17,984 A=50,000m ²	18,654 A=50,000m ²	18,430 A=50,000m ²	16,755 A=50,000m ²
浜中	浜中	83,000 雑海藻駆除 A=180,000m ²					28,444 A=60,000m ²	51,713 A=120,000m ²					